

低床カー及びリフト付き車輛貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、神栖市内の身体障害者(児)及び高齢者で、車椅子を使用しなければ外出できない者の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため低床カー及びリフト付き車輛を貸し出しするものとする。

(事務局)

第2条 この事業の事務局は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会とする。

(利用対象者)

第3条 低床カー及びリフト付き車輛を利用できる者は神栖市内に居住する者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 車椅子使用者及びその主たる介護者
- (2) 身体障害者(児)及び歩行困難な高齢者並びにその主たる介護者
- (3) 福祉活動を目的とした団体
- (4) その他、会長が適当と認めた者

(貸出条件)

第4条 低床カー及びリフト付き車輛は次の各号に掲げる条件により貸し出しするものとする。

- (1) 利用者は、運転者、また、必要のある場合は介護者を付するものとする
- (2) 運転者が21歳未満の者には貸出ししない
- (3) 走行に必要な燃料や運行に必要な有料道路料、有料駐車料、その他の費用については利用者負担とすること
- (4) 宿泊を伴う貸出しについては、その都度事務局と協議すること
- (5) 貸出日数は土日祭日を含め最長3日間とする。また、12月29日から1月3日までの間は、貸し出ししない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、期間を延長できる
- (6) 保管場所を有する者

2. 前項のほか、「低床カー・リフト付き車輛使用心得」を厳守すること

(手続き)

第5条 低床カー及びリフト付き車輛を利用しようとする者は、使用する日の1か月前から3日前までに、低床カー・リフト付き車輛貸出許可申請書(様式第1号)を会長に提出し、低床カー・リフト付き車輛貸出許可書(様式第2号)により許可を得るものとする。

(使用報告)

第6条 低床カー及びリフト付き車輛の運転者は運転終了後、運転日報(様式第3号)により会長に報告するものとする。

(使用者及び運転者の義務)

第7条 低床カー及びリフト付き車輛の利用者は、常に交通法規を厳守し、違反行為のないよう努めるとともに、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 利用車輛を第三者に貸し出ししないこと
- (2) 万一、交通事故が発生した場合は、直ちに事務局に報告すること
- (3) 使用後は、車輛の内外を清掃し、燃料を補給して返却すること
- (4) その他使用するにあたり、事務局の指示に従うこと

(事故の補償)

第8条 使用中の事故の補償については、加入契約している自動車保険の補償範囲内において行う。ただし、運転者の責に帰する事故についてはこの限りではない。

2. 加入保険の額の範囲を超えた補償が発生した場合、その額は運転者が負担する。

(補 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

低床カー・リフト付き車輛貸出許可申請書

神栖市社会福祉協議会会長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

低床カー及びリフト付き車輛貸出事業実施要綱の全ての項目について説明を受け、事業趣旨を理解しましたので、運転者の自動車運転免許証のコピーを添えて申請いたします。

記

申請車輛	低床カー・リフト付き車輛
利用者	住所 氏名 電話
運転者	住所 氏名 電話
運転者免許証番号	
免許証コピー	提出済
貸出期間	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
保管場所	
利用目的	
目的地	
備考	

上記の記載内容及び自動車運転免許証のコピーによる個人情報については、当該サービス利用申請目的以外には一切使用致しません。

様式第2号

低床カー・リフト付き車輛貸出許可書

申請者 様

年 月 日付けで申込みのあった低床カー・リフト付き車輛貸出申請について、貸し出しする車輛を下記の 印の付いた車輛とし、期間を 年 月 日から 年 月 日までとして貸し出しを許可します。

ニッサンセレナ 水戸501に8143

ニッサンCUBE 水戸501さ5917

ニッサン新CUBE 水戸501そ3253

トヨタWISH 水戸500ゆ7497

マツダデミオ 水戸500て6415

使用にあたっては、交通法規を遵守し安全に留意してください。

年 月 日

神栖市社会福祉協議会
会長 保立一男
担当者

印

低床カー・リフト付き車輛加入保険内容説明書

1. 人身障害補償（この車両に乗っていることが条件） 無制限
 2. 無保険者障害 (1名につき) 2億円
 3. 対人・対物賠償 無制限
 4. 車輛の損害（単独事故・他車との衝突・火災・爆発・盗難） 免責なし
- | | | | |
|-----------|------------|-----------|---------|
| ニッサンセレナ | 水戸501に8143 | 車両保険最高補償額 | 最高350万円 |
| ニッサンCUBE | 水戸501さ5917 | 車両保険最高補償額 | 最高100万円 |
| ニッサン新CUBE | 水戸501そ3253 | 車両保険最高補償額 | 最高85万円 |
| トヨタWISH | 水戸500ゆ7497 | 車両保険最高補償額 | 最高150万円 |
| マツダデミオ | 水戸500て6415 | 車両保険最高補償額 | 最高50万円 |

保険補償を受けられない主なもの

- 無免許・酒酔い・麻薬等運転による運転者本人の傷害及び車両損害（人身傷害・搭乗者傷害・車両・無保険車傷害）
- 配偶者・父母・子に対する賠償損害（対人賠償・対物賠償）
- 受託物に対する賠償損害（対物賠償）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害または傷害（対人賠償・人身傷害・対物賠償・搭乗者傷害・車両・無保険車傷害）
- 台風・こう水または高潮による損害（対人賠償・無保険車傷害）

様式第3号

年 月 日

低床カー・リフト付き車輛運転日報

神栖市社会福祉協議会

会長 保 立 一 男 様

運転者

氏 名

下記の通り報告し、車輛を返却いたします。

記

使用車輛	低 床 カ ー ・ リフト付き車輛				
車種及び 車輛ナンバー					
期 日	年 月 日		時 分		
	年 月 日		時 分		
運転者	住所		電話		
	氏名				
用 途					
行先地					
出発時距離	km	到着時距離	km	実走距離	km
備 考					